

# やまなし自然保育導入支援の手引き



平成31年3月

山 梨 県

# 目 次

## <本 編>

はじめに	1
1 この手引きの使い方	2
(1) 自然体験の考え方	2
(2) 全体構成及び活用法	3
(3) この手引きを活用する者	3
2 幼児期に自然体験活動を始めてみませんか！	4
3 自然体験には、こんなメリットがあります！	5
4 自然体験リスクマネジメント	6
(1) 基本的な考え方	6
(2) リスクとハザードについて	8
(3) リスクマネジメント(安全管理)について	9
(4) 緊急時連絡網	12
(5) 事故が発生した場合の基本的対応	12
5 県内の主な自然体験フィールド一覧(県立施設)	14
フィールドマップ	15
6 自然体験活動に対する補助・助成制度	16
(1) 森林体験活動支援事業費補助金	16
(2) 学校林整備・保全推進事業(「緑の募金事業」の一つ)	17
(3) ニッセイ財団 児童・少年の健全育成助成事業	18

## <事例編>

はじめに	20
1 事例編の活用法について	22
2 活動紹介	23
(1) フィールド（エリア）ごとの活動紹介	23
a 園庭及び園近隣での活動（甲府市・和泉愛児園）	23
b お散歩（甲府市・聖愛幼稚園）	28
c 湖での活動（富士河口湖町・Fuji こどもの家バンビーノの森）	34
(2) 子どもの「主体性」を育む活動紹介	39
a 「やってみたい！」に寄り添う保育（北杜市・清里聖カネ保育園）	39
b 自分で考えて行動する力を育む（甲府市・ガールスカウト山梨県連盟）	45
(3) フィールド整備に係る活動紹介	49
森林組合との連携による裏山の整備（都留市・開地保育園）	49
3 計画づくり	53
子どもの現状を踏まえた計画（プログラム）づくりの事例	53
4 活動プログラム集	57
すぐに使える！自然体験プログラム（環境省ホームページ）	57
おわりに	61

## はじめに

山梨県に住むすべての子どもを山梨県の子として、育てはぐくみ「子どもの健やかな成長」が最大限に実現される社会の構築を目的とする「やまなし子ども・子育て支援条例」が、平成29年10月に施行されました。

この条例において、県は、地域における子どもの育ちの場を充実するため、自然体験活動や社会体験活動、子どもと他の世代との交流等を促進することや、本県の豊かな自然環境を生かしながら、子どもに自然と触れ合う機会を提供するために必要な施策を推進することとしています。

幼児期という人生の初期の段階で自然に触れながら育つことは、足腰の強い丈夫な体を育むことはもちろん、社会性や自己肯定感の形成など、その後の「成長の土台」を築くうえで、非常に重要であると言われています。

一方で、平成29年12月に県内の保育所、幼稚園、認定こども園にアンケートを実施したところ、「安全性の確保が心配」、「職員にノウハウがない」といった声が寄せられ、活動を行う上での課題が明らかになりました。

平成30年6月には、有識者や教育・保育関係者、自然保育の実践者等による検討会を設置し、これらの課題に対応するための施策の方向性等について、議論を重ねてきました。

今般、検討会におけるご意見等を踏まえ、県として自然を活用して安全に取り組むことができる「手引き」をまとめることとしました。

この手引きは、安全対策の方法や活動の留意点などを掲載するとともに、自然体験活動に取り組んでいる実践事例を紹介することにより、子どもの育ちに関わる者が、自然体験活動に積極的に取り組んでいただけるよう、その導入を支援するために作成したものです。

本県では、幼児期における自然体験活動を「自然保育」と称することとし、自然を活用した保育・幼児教育を積極的に推進して参ります。

保育士や幼稚園教諭など、子どもの育ちを支援する方々が、この手引きを参考にして、本県の豊かな自然を「子育て資源」として活用していただき、未来を担う子どもたちの「生きる力」を育むための一助となれば幸いです。

山梨県知事 長崎 幸太郎

# 1 この手引きの使い方

## (1) 自然体験の考え方

皆さんは、「自然体験」というと、どのような活動を思い浮かべますか？  
保育所(園)、幼稚園、認定こども園では「遠足」や「キャンプ」など、バスなどで遠方に出向き、森林の中で活動するイメージをお持ちの方も多いと思います。

園には「園庭」があり、そこには砂場や木々などがあります。  
また、お散歩で園から外へ出てみると、そこにはたんぼや畑、池や小川、緑豊かな公園や神社などがあるのではないのでしょうか？  
そうした身近な自然で遊ぶことも、「自然体験」と呼ぶことができます(下図)

野外での子どもの遊びには、すり傷などの怪我は付きものです。  
危険だからといって、そうした機会を与えなければ、子どもが自ら危険を回避する能力が身に付かず、また、運動能力が著しく発達する就学前の時期に子どもが成長する機会を奪うことにもなりかねません。

本書では、安全に自然体験活動を行うために必要な安全管理の考え方を示すとともに、園児全体の現状を把握する中で、教育・保育の計画の中に自然体験活動をどのように位置付けていくのかを、事例を織り交ぜながら分かりやすく記載しました。

この手引きを活用し、少しでも多くの園が、より一層自然体験活動に取り組んでいただけるよう、その「きっかけ」となることを心から願っています。

### < 自然体験活動が広がっていくイメージ >

子どもの発達により、複雑な動きができるようになります。幼児期に身に付けたい基本的な動きを意識し、仲間とのコミュニケーションを取りながら「遊び」を発展していきます。【主に3～5歳児】



## (2) 全体構成及び活用法

この手引きは、「本編」と「事例編」とに分かれています。

「本編」は、幼児期に自然体験活動を始めることの意義や、安全に活動ができるよう、リスクマネジメント(安全管理)に関する基本的な考え方を記載しました。

また、県内で活動できるフィールド(県立施設)を紹介するとともに、フィールド整備や体験活動に対する助成制度などを掲載しました。

「事例編」は、①活動紹介、②計画づくり、③活動プログラム集で構成されています。

①活動紹介は、本県で自然体験活動に取り組んでいる実践事例について、フィールドごと(園庭や園近隣、お散歩、湖など)にまとめたものや、子どもたちの「主体性」を育むことに重点を置いた活動事例、また、地域の森林組合と協働で保育所の裏山を整備し、園児らの活動場所とした事例などを記載しています。

それぞれの事例には、活動に至った背景や計画立案、安全管理、専門知識の習得、活動による成果や課題などを盛り込み、他の園にも参考になる項目立てとしました。

②計画づくりは、子どもの現状を把握する中で、自然体験活動を日々の教育・保育にどのように取り入れたら良いのかを、計画書の雛形を示しながら、事例をもとに分かりやすく説明しています。

③活動プログラム集は、子育て支援サークルなどの団体向けに、一般的な環境教育用のプログラムについて、環境省自然環境局のホームページを引用しています。

指導者は、「子どもたちにどのような姿になって欲しいのか」を常に意識しながら、活動プログラム集を「手段」として利用することを心掛け、プログラムを行うこと自体が「目的」にならないよう、留意して下さい。

## (3) この手引きを活用する者

この手引きは、保育所・幼稚園・認定こども園等の認可施設や、認可外保育施設等で、幼児期の子どもの教育・保育に従事する保育士や幼稚園教諭の方を中心に活用いただくことを考えています。

上記の方以外でも、3歳未満のお子さまを中心に、近くの公園などで自然体験を行う「子育て支援サークル」などでも、活用できる内容が含まれています。  
(本編の補助・助成制度にあるニッセイ財団助成金や、事例編の活動プログラム集など)

## 2 幼児期に自然体験を始めてみませんか！

米国の経済学者ジェームズ・J・ヘックマンは、「ペリー就学前プロジェクト」において、就学前（幼児期）の教育は、就学後の教育よりも投資効果が高いことを示しました。

ヘックマンの研究において、幼児期の教育で重要とされたのはIQなどの認知的能力ではなく、社交性や他者への思いやりなど、数値では表せない「非認知的能力」を身に付けることの重要性を指摘しています。

幼児期に非認知的能力を培うことが、諦めずに最後までやりきる力や、コミュニケーションスキルなど「人間として生きていく力」を育むことに繋がり、その後の人生に大きな影響を与えます。



今、この「非認知的能力」を育む有効な方法の一つとして注目されているのが**自然体験**です。

幼児期において、非認知的能力は「遊び」の中で育まれるものであり、子どもたちが遊びの中で「心を動かされる体験」や「挑戦できる体験」を数多く積むことが鍵となります。

自然というフィールドには、子ども達が夢中になって遊べる環境に満ち溢れています。

**未来を担う子ども達のために、自然体験活動を始めてみませんか！**

### 3 自然体験には、こんなメリットがあります！

#### ■ 運動能力の向上に役立ちます！

幼児期には神経機能や運動能力が著しく発達するため、この時期の「運動」は非常に重要な意味を持ちます※  
「登る」「跳ねる」「渡る」といった幼児期に身に付けたい基本的な動きを「遊び」の中で経験し、健康な体を育みます

※スキヤモンの発育曲線（5歳までに、脳などの神経系の約80%が完成します）

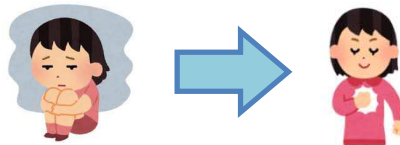


#### ■ 自己肯定感が高まります！

自然体験が豊かな子どもほど「自己肯定感」が高く※なり、これは低学年になるほど、その傾向があらわれます

※青少年の体験活動等に関する実態調査（国立青少年教育振興機構）

※自己肯定感とは「非認知的能力」の一つ。自尊心や自信など、感情をコントロールするスキル



幼児期の自然体験が・・・

#### ■ 「生きる力」を育みます！

幼児期に健康な体を育み、自己肯定感など非認知的能力を身に付けることは、その後の成長の“土台”となり、「生きる力」を育むことにつながります。





## 4 自然体験リスクマネジメント

自然体験活動 はじめの一步

(保育者・教師・保護者・子どもたちが地域の自然へ一歩踏み出していく)

### (1) 基本的な考え方

子どもにとっての「遊び」とは何なのか？と考えると、つい大人や指導者視点で捉えたり、意味を探りがちです。

指導者視点で子どもの遊びを捉えたり、意味を探ることは、幼児期の子どもにとっては無意味なことかもしれません。

本来、子どもの「遊び」は指導するものではなく、子どもたちの自発性・自主性・やる気を尊重しながら、子どもたちの発達を促すものです。

また、子どもにとって「遊び」は多種多様であり、固定化されておらず、実にユーモアに富んでいて、瞬時に変化し、毎日というより刻一刻と変化し、また、後を追わない新規性を併せ持つ、という特徴があります。

大人は遊びの「枠」を作りたがるし、時間設定もします。

子どもの遊びは「やりたいことを好きなだけ、眠るまでやらせてあげる」ことが望ましいのですが、遊びの必要条件である3つの間(仲間、時間、空間)が不足しがちな現代社会において、子どもが外で遊べない、みんなと一緒に遊べない、といった光景が各地で見られるようになりました。

子どもたちは「遊び」の中では意味を探らないし、大人のご機嫌をとることもありません。

もし、意味を探っているようであれば、大人や指導者が、何らかの制約を設けているかもしれないし、ご機嫌を伺っているようであれば、それは大人のご機嫌をとるために遊んでいて、自分のためではなく、誰かのために遊んでいる状態かもしれません。

こうした「遊んでいる風」な遊びは、大人が作り出していると言えます。

幼児期の生活の多くの時間を「遊び」が占めるなか、大人が作り出した遊びを選択し、大人が意図した環境で遊んでいれば、大人の視点や思考に合わせた遊びを子どもたちが展開するようになってしまいます。

このような一斉的・制約的な遊びの中では、挫折感・葛藤などを味わい、子どもの精神的な成長を妨げるおそれがあります。

幼児期の保育・教育において、子どもの心身の発達には「遊び」の積み重ねが重要であり、子どもにとっての遊びは、規律や規範を学び、体験したことを経験に変える大切なプロセスです。

県全体の78%を森林で占める本県は、どこでも自然体験が可能です。

しかしながら、現実には、保育所・幼稚園・認定こども園などにおいて、自然体験を始めることは容易なことではありません。

その背景として、自然体験活動の効果を検証することが難しいことや、「新たな行事」として年間計画に位置付けたり、教育・保育課程や指導計画に盛り込み、活動を行うために必要な人的資源が不足している事などが挙げられます。

そのほか、「自然＝危険」と考える園があることや、保育士・幼稚園教諭からは、「子どものケガ・事故の危険を冒してまでも体験をするのか？」との意見もあり、このことが自然体験活動の普及を妨げる要因の一つとなっています。

都市化の進展等により、子どもたちの遊び場が減少する中、幼児期の子育てを「自然」という素材をもとに、本県の自然資源を活かしながら、保育士・幼稚園教諭・保護者・子どもたちが、共に地域の自然に一步を踏み出せるような、本県の自然体験活動を推進するための「リスクマネジメント」を提案します。

子どもたちは生活していく上で、「安心ゾーン」と「危険ゾーン」の枠を行き来しています。その行き来は、「試し行動」として捉えられます。

社会的自立を促すためには、そのゾーンをたくさん行き来し、どこまでなら安全なのかを経験できる環境を整えることが重要です。

保育・教育に係る長期指導計画を作成する際は、子どもの「主体性」や「自主性」をどのように育てていくのかを意識する必要があります。

幼児期に自主性を育むための取り組みを行うことは重要ですが、自然体験だけで培えるものではありません。

子どもの自発性・自主性・やる気を呼び起こし、彼らの発達を促すことが出来るような大人と出会い、触れ合うことにより、子どもの主体性が育まれます。

## (2)リスクとハザードについて

### ①リスクとハザードの定義

「ハザード(Hazard)」とは、日本語で主に「危険」のことをいい、日本語における危険とは「危うさ」や「悪い結果」といった意味を含んでいます。

その定義は、「悪い結果になるか分からないが、その可能性がある」という意味であり、人や物に対して危害や損害を与える可能性のある現象、もしくは行為のことを言います。

「リスク(Risk)」とは、望ましくない出来事または状態になる可能性と、その影響の度合いのことを言います。リスクは次の式で確率を測定でき、測定できないものを「不確実性」と呼びます。

$$\text{リスク} = \text{発見可能性} \times \text{影響度}$$

### ②子どもにとってのリスクとは

子どもたちの活動場所において、「リスク」は子どもにとっての最大の学びであり、気づきでもあります。

保育士・幼稚園教諭が全ての危険を排除し、安全な空間の中で過ごし、体験活動を行うことになると、子どもたちが本来持ち合わせている「自ら危険を回避する能力」が身に付かなくなるおそれがあります。

ハザードとリスクの違いを正しく理解し、体験活動の実施場所の下見を十分に行う中で、子どもにとって何か「リスク」となり、何が「ハザード」となりうるのかをイメージすることが大切です。

また、リスクマネジメントに関する研修を受講し、最低限の知識・スキルを身に付けることが、地域の自然へ出向く第一歩となります。

自然体験は、森林や山の中だけの活動を指すのではなく、身近な「園庭」や「道ばた」でも活動を行うことができます。

それぞれの場所において、その場所特有のリスクが存在し、リスクを軽減する方法やハザードの予知は、経験により磨かれていきます。

その知識と経験は、子どもや保護者を育て、保育者も育ててくれます。

### ③自然の中にあるリスクとハザード

幼稚園教育要領及び保育所保育指針では、その目標として、自然や生命などの事象についての興味や関心を育て、それらに対する豊かな心情や思考力の芽生えを培うことが明記されており、幼児期における自然体験の重要性が謳われています。

冒頭で述べたとおり、大人が意図した枠の中で遊ばせるような活動であれば、子どもの主体性を育むことには繋がりません。

一人ひとりの子どもの現状を把握し、子どもたちに「こんな姿になって欲しい」というイメージを思い描きながら、活動の目的やねらいを設定し、現状にあった速度、理解度で活動を展開することが、リスクの低減に結びつきます。

リスクとハザードの具体的な例として、リスクは傾斜地や不整地、倒木や下草・岩石等による転倒、落石、擦り傷、打撲、虫さされなどが挙げられます。

ハザードは、自然災害(地震、土砂崩れ、突風、竜巻)や高所からの転落、枯れ枝の落枝、有毒生物との遭遇、猟期における危険動物との遭遇、ツキノワグマの縄張りへの入り込みなどの野生動物への不理解等が挙げられます。

保育者の役割として、「リスク」は体験から学ぶ機会としつつ、大ケガや命の危険のある「ハザード」は、正しい知識で防止・回避することが求められます。

こうした知識・技能は、計画時の下見や専門家からのアドバイス、研修等によるスキルアップなどにより、身に付けることができます。

## (3)リスクマネジメント(安全管理)について

リスクマネジメントは、①事前の安全管理、②活動中の安全管理、③子どもの状況、④安全指導のポイント、⑤自然体験活動を始める前の事故と怪我への備えに分けられます。

### ①事前の安全管理

- 危険箇所の管理 避難場所の確認 晴天時・雨天時のプログラム案
- 下見 野生動物の痕跡情報 猟期有無 週間天気予報
- 子どもの健康管理 森の形態 危険動植物の把握・管理
  - ・危険動植物…ハチ、毒ヘビ、サル、野犬、ダニ、ウルシなど
  - ・万が一、事故が起きた場合に備えて、初動動作・救急法・近隣の医療機関・消防署などへの連絡について、シミュレーションしておくこと

- ・活動前の下見を必ず行うこと。また、子どもの目線で、複数の者が危険箇所のチェックを行うこと

## ②活動中の安全管理

- 気象状況の把握 危険箇所の対策(落石、枯れ木、倒木、急傾斜地)
- 子どもの健康管理 人数の把握 野生動物の出没状況
- プログラムのねらいと子どもの成長速度の差異
- ・天候の急変により、警報や注意報(大雨や雷など)が出た場合、速やかに活動を中止すること
- ・危険箇所は参加者が分かるよう、ロープを張ったり、掲示すること
- ・長期プログラムにおける健康管理では、睡眠・食欲・便通・ケガ・病気の有無などの記録を毎日残すこと

## ③子どもたちの状況

- 集団としての規律と規範 ハイテンション ローテンション
- 保育者との信頼関係
- ・ルールやマナーを無視した行動や、自分勝手な逸脱行動が見られた場合、事故やトラブルに発展する可能性があります
- ・指導者は実践の中で、子どもたちの「行動・態度を観察する力」「話を聴く力」「感情を受け止める力」などを養い、リスク軽減に努めます

## ④安全指導のポイント

- ・イラスト、写真、絵などを使い、目で見て分かる工夫を凝らす
- ・野生動物などは、生態の特徴や動物界の関係性などを「なぜ」そうなのかを話すと、好奇心を促すことに繋がる
- ・集中できる場所も大切であるが、それ以前に、指導する保育者との関係性(信頼関係の構築)が大切
- ・養育の中で規律や規範を学んでいない子どもが近年増加しており、関係性の構築がリスク軽減の鍵となっている
- ・服装やライフジャケット・リュック・ヘルメットが着用できているか、準備できているか、保育士や幼児同士で確認することも大切
- ・お互いに確認することが、規範意識を高めることに繋がる
- ・保育活動の中の応用が、自然体験で規範意識を高める効果も

## ⑤自然体験活動を始める前の事故と怪我への備え

- ・事故は起きるよりも無いことが望ましいし、軽減することもできる
- ・しかし、事故は保育者や教育者・指導者の要因だけでなく、子どもが引き起こすこともある
- ・人的要因もあるが、自然要因で起きることもある
- ・「リスクマネジメント研修」を受け、スキルアップしていく
- ・万が一、事故が起き、又は起きてしまった際の対策・対応・対処をまとめると次のとおり

### (対策)

- ・自分が何が出来て、何が出来ないかを把握し、スタッフで共有しておく
- ・ザックの中にある救急具や道具類を、事前に準備・確認・把握しておく
- ・「活動計画書」は2通以上作成し、園・担当保育者・関係者で共有保持
- ・「緊急時対応表」を作成し、事故・ケガ時の役割分担を予め決めておく
- ・子どもやスタッフのアレルギー、血液型、生年月日、保護者連絡先、一覧表を所持する

### (対応)

- ・事故、怪我の状況に応じて、役割分担を決めておく
- ・救急具の中身を確認しておく
- ・救急搬送・防災ヘリコプター、警察署、自走での対応を決め、緊急時連絡網を作成する

### (対処)

- ・2次被害、3次被害が起きないように、事故・ケガ・病気などの当事者対応スタッフと当事者以外スタッフを分担しておく
- ・事故の内容・時間を紙面に記載、出血量の記録と救急隊員への報告

### (事後対応)

- ・保護者対応(事故の経過説明・子どもの容態説明)
- ・メディア対応(報道、新聞社、SNS、Twitter)
- ・子どもへの対応
- ・行政対応(報告、連絡、相談)

#### (4) 緊急時連絡網

「緊急連絡先一覧」の作成と所持は、万が一の時に大切な資源となり、活動内容や場所によって変わるものの、重要なアイテムとなります。

消防・救急 119  
警 察 110  
海上保安庁 118  
防災ヘリコプター&市町村消防本部  
災害用伝言ダイヤル  
本部または園  
保 護 者  
保険会社  
医療機関(複数箇所・容態によるため)

#### (5) 事故が発生した場合の基本的対応

あくまで基本的な対応の例示であり、緊急時連絡先と同様、活動場所により、柔軟に対応する必要があります。

対応表は最低限の対応であり、この対応をしたからといって必ず大丈夫というものではありません。

「命をつなぐこと」が最大の優先事項であり、2次被害、3次被害へと拡大を防ぐことを保育者は尽力しなければいけません。

また、研修を繰り返し、自己研鑽を行うことにより事故後の対応も迅速かつ適切な処理・対応ができるようになります。

①けが人の救護(救護及び負傷者以外の安全の確保)

↓

②危険防止(安全な場所への移動)

↓ ↓ (頭部挫傷・損傷・歩行困難、出血多量な場合は負傷者以外は移動)

↓ ↓

↓ ③警察への連絡(重大事故の場合)

↓ ↓ 市町村消防本部へ連絡(救急搬送・レスキュー隊出動・防災ヘリ要請)

↓ ↓

④事故の記録をとる(事故発生日、場所、処置内容)

↓ (負傷者の名前、住所、生年月日、血液型)

↓ (事故状況と負傷の程度)(出血量)

↓

⑤本部・園への連絡(保護者へ連絡)(市町村担当部署へ連絡)

↓ (保険会社へ連絡)

⑥協議(保護者対応、子ども対応:当事者)

↓ (保護者対応、子ども対応:負傷者以外)

↓ (TV、新聞メディア対応、SNS, Twitter、Facebook など)

⑦事故・怪我の振り返りと顕在化(安全対策の見直し)

↓

⑧負傷者への対応





## 5 県内の主な自然体験フィールド(県立施設)



県内で自然体験ができる主なフィールド(県立施設)を、一覧表にまとめました。

自然体験は、森林や湖といった場所だけではなく、近くの公園や神社、自園の周辺にある田畑や小川でも活動することができます。

子どもたちが見知らぬ場所に行けば、大人たちが気付かないような不思議な形をした葉っぱや昆虫などを見つけて、思いもしなかった気づきや発見があるかもしれませんよ！

### <中北地域>

No.	名称	所在地	問合せ先(管理事務所等)	活動できるフィールド・環境教育プログラム等
1	愛宕山こどもの国	甲府市愛宕山358-1	055-253-5933	自由広場の遊具、変形自転車広場、キャンプ場、遊歩道等
2	愛宕山少年自然の家	甲府市愛宕山358-1	055-253-5933	ネイチャーゲーム等の野外体験の他、創作プログラム等
3	武田の杜	甲府市羽黒町片山1748	055-251-8551	森林学習展示館、キャンプ場、樹木見本園、鳥獣センター等
4	小瀬スポーツ公園	甲府市小瀬町840	055-243-3111	かえでの森広場、いこいの森広場、水泳場、球技場等
5	曾根丘陵公園	甲府市下向山町1271	055-266-5854	自然観察路、古代の広場、万葉の小径、古墳群、考古博物館等
6	八ヶ岳少年自然の家	北杜市高根町清里3545	0551-48-2306	ネイチャーゲーム等を用意。施設には研修室・宿泊室・キャンプ場等
7	八ヶ岳自然ふれあいセンター	北杜市大泉町西井出石堂8240-1	0551-48-2900	自然体験プログラムを用意。レンジャー(自然解説員)による森歩き相談等
8	シミック八ヶ岳薬用植物園	北杜市小淵沢町上笹尾3332-3	0551-36-4200	山の幸教室、展示館、ハーブ園、薬用樹木展示室、芝生広場等
9	八ヶ岳の森	北杜市(八ヶ岳南麓)	0551-23-3093(中北林務)	シカ・チョウ・星等を観察する歩道等
10	みずがきの森	北杜市須玉町小尾(みずがき山裾野)	0551-23-3093(中北林務)	森林体験ゾーン・森林まなびゾーンの歩道等
11	釜無水源の森	北杜市白州町上教来石平久保	0551-23-3093(中北林務)	ヴェリッジ白州(北杜市宮)を中心とする自然学習の場
12	県民の森	南アルプス市上市之瀬1760	055-283-5718	森林科学館、キャンプ場、林間広場、自由広場等
13	御勅使南公園	南アルプス市六科1588-2	055-285-4712	クロスカントリーコース、ストレッチコース、遊戯広場等

### <峡東地域>

No.	名称	所在地	問合せ先(管理事務所等)	活動できるフィールド・環境教育プログラム等
14	笛吹川フルーツ公園	山梨市江曾原1488	0553-23-4101	フルーツアドベンチャー、アクアアスレチック、わんぱくドーム等
15	乙女高原の森	山梨市牧丘町北原(乙女高原)	0553-20-2723(峡東林務)	レンゲツツジ群生地(5月頃)。山野草の自然観察路等
16	兜山の森	笛吹市春日居町国府	0553-20-2723(峡東林務)	野生鳥獣と共存できる森林づくりを学ぶ森林体験ゾーン等
17	金川の森	笛吹市一宮町区分1162-1	0553-47-2805	かぶとむしの森、どんぐりの森、乗り物広場、古墳群等
18	稲山ケヤキの森	笛吹市八代町岡	0553-20-2723(峡東林務)	樹齢100年を超えるケヤキ群生地。東屋・遊歩道等
19	大菩薩の森	甲州市塩山上萩原	0553-20-2723(峡東林務)	上日川峠駐車場に、ブナ林や学術参考林を通る歩道等

### <峡南地域>

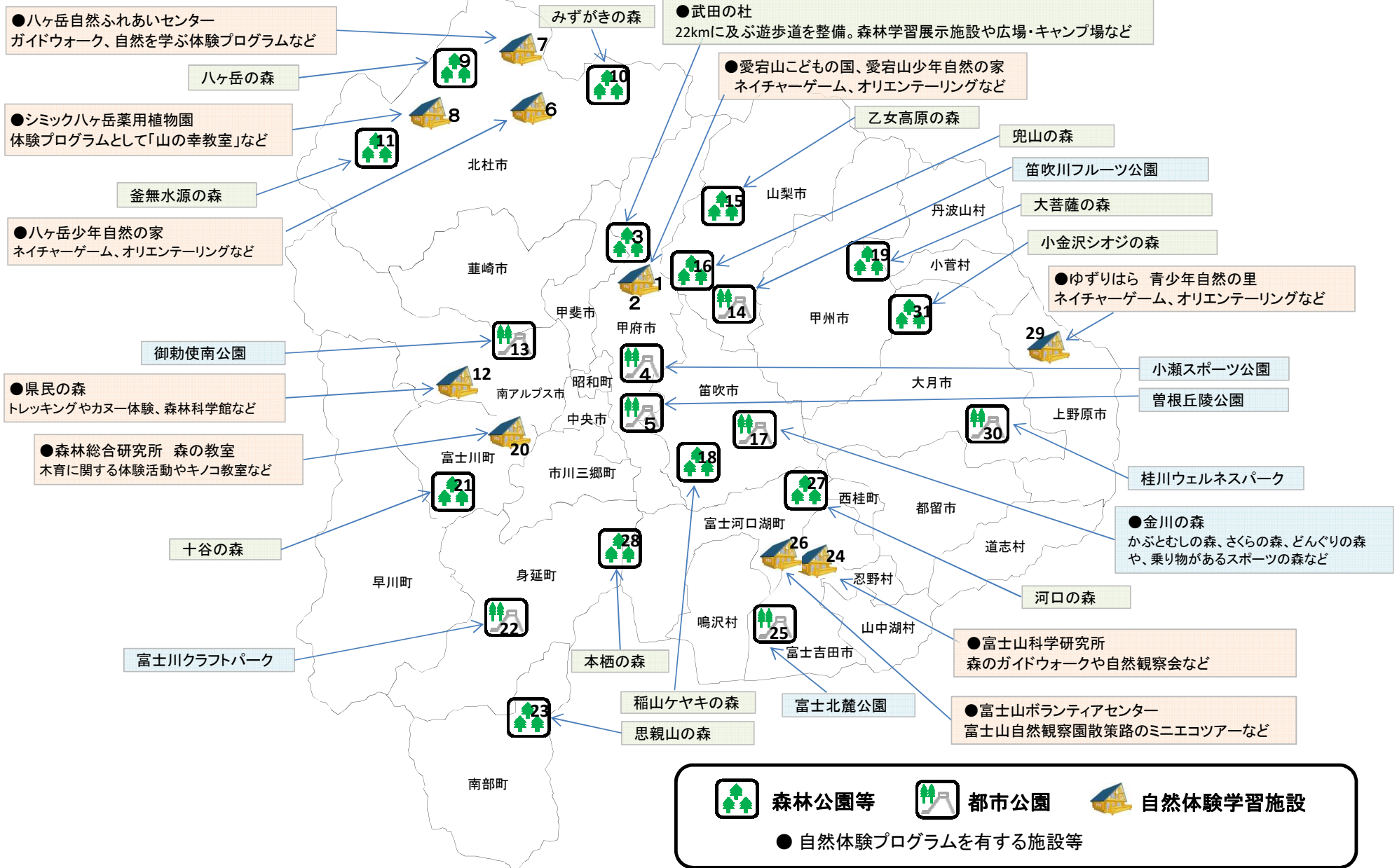
No.	名称	所在地	問合せ先(管理事務所等)	活動できるフィールド・環境教育プログラム等
20	森林総合研究所	南巨摩郡富士川町最勝寺2290-1	0556-22-8111	森の科学講座・体験学習、木工・クラフト教室等
21	十谷の森	南巨摩郡富士川町十谷	055-240-4188(峡南林務)	大柳川渓流公園を含み、滝や渓谷などを活用した自然観察
22	富士川クラフトパーク	南巨摩郡身延町下山1597	0556-62-5545	自然観察の森、切り絵の森美術館、ふわふわドーム等
23	思親山の森	南巨摩郡南部町内船	055-240-4188(峡南林務)	エリア内は東海自然歩道の一部。かつての混農林業を学ぶ

### <富士・東部地域>

No.	名称	所在地	問合せ先(管理事務所等)	活動できるフィールド・環境教育プログラム等
24	富士山科学研究所	富士吉田市上吉田剣丸尾5597-1	0555-72-6211	幼児向けの環境教育プログラムを用意。施設内に自然観察路等
25	富士北麓公園	富士吉田市上吉田立石5000	0555-24-3651	ジョギングコース、球技場、体育館等
26	富士山ボランティアセンター	南都留郡富士河口湖町船津6663-1	0555-20-9229	環境学習会・体験型学習・出張講座の他、教員指導者向けの相談等
27	河口の森	南都留郡富士河口湖町河口	0554-45-7814(富士・東部林務)	三ツ峠入口より、歴史探究ゾーン(旧鎌倉往還)・森林体験ゾーンに区分
28	本栖の森	南都留郡富士河口湖町本栖	0554-45-7814(富士・東部林務)	森林体験ゾーンにおけるキノコ栽培・炭焼き体験等
29	ゆずりはら青少年自然の里	上野原市桐原13880	0554-67-2333	ネイチャーゲーム等を用意。施設内に多目的工房・キャンプ場等
30	桂川ウェルネスパーク	大月市富浜町鳥沢8438	0554-20-3080	自然観察の森、子ども広場(丸太木登り・プレイウォール)等
31	小金沢シオジの森	大月市七保町瀬戸(雁ヶ腹摺山裾野)	0554-45-7814(富士・東部林務)	シオジ群生地を通る自然観察路。眺望ゾーンからの富士山眺望等

# 県内の主な自然体験施設(県立)

## フィールドマップ



## 6 自然体験活動に対する補助・助成制度

### (1) 森林体験活動支援事業費補助金

#### ① 趣旨

将来にわたり山梨の森林を守っていく心を育むため、保育所・幼稚園等の設置者が、森林の中で様々な体験活動を行う場合、その事業に要する経費に対し、補助金を交付する

#### ② 実施主体

保育所、幼稚園、認定こども園 等

#### ③ 補助率及び補助上限額

- ・補助率 10/10以内
- ・1団体あたり、30万円を上限(予算の範囲内)

#### ④ 補助対象事業

次のいずれにも該当するもの

- ・森林散策、森林の観察、森林を活用した自然体験学習会、間伐体験、植樹体験等の活動
- ・学校林や森林公園など、県内において既に整備されているフィールドを利用する活動
- ・保育所等が直接実施、または、保育所等が NPO 等の団体に実施委託する活動

#### ⑤ 補助対象経費

- ・森林体験、森林の観察、森林を活用した自然体験学習会、間伐体験、植樹体験等の森林体験活動を実施するための諸経費。その他児童等が森林体験活動に要する経費
- ・交通費、資材費、保険料、委託費、その他事業の趣旨に沿ったもので知事が必要と認める経費

#### ⑥ 交付までの流れ



#### ⑦ 申請・相談先(各林務環境事務所 森づくり推進課)

- ・中北林務環境事務所 TEL:0551-23-3088
- ・峡東林務環境事務所 TEL:0553-20-2721
- ・峡南林務環境事務所 TEL:055-240-4167
- ・富士東部林務環境事務所 TEL:0554-45-7812

#### ⑧ ホームページ(補助金交付要綱等)

[http://www.pref.yamanashi.jp/midori/shinrin\\_taike\\_niji\\_bosyu.html](http://www.pref.yamanashi.jp/midori/shinrin_taike_niji_bosyu.html)

QRコード



## (2) 学校林整備・保全推進事業（「緑の募金事業」の一つ）

### ① 趣旨

森林や樹木が、水源のかん養・環境の保全等、人間の健康で文化的な生活を確保するうえで欠くことができない役割を果たしていることに鑑み、森林の整備や緑化の推進等の事業に対し、寄附金を財源とする交付金を交付する

### ② 実施主体

PTA、地域の団体、緑の少年隊等（保育所等を含む）

### ③ 補助率及び補助上限額

- ・補助率 10/10以内
- ・1団体あたり、30万円を上限（寄附金の範囲内）

### ④ 補助対象事業

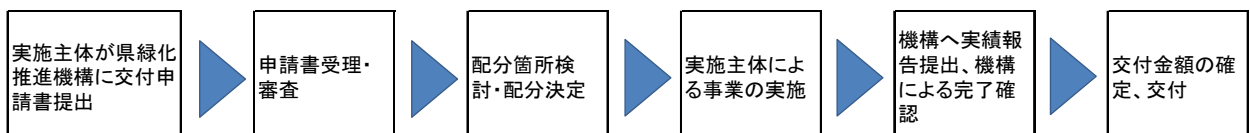
次のいずれかに該当するもの

- ・PTA や地域の団体が学校林ボランティア活動として行う学校林の整備・保全活動（保育所等の児童が体験活動をするための森林整備を含む）
- ・緑の少年隊や児童・生徒（保育所等の児童を含む）が参加し、事業を通じて森林・林業・緑への理解を深める活動

### ⑤ 補助対象経費

行動費（交通費、保険料等）、資材費（苗木・肥料代、機械・器具購入費等）、委託費、事務費、指導者謝金 等

### ⑥ 交付までの流れ



### ⑦ 申請・相談先

公益財団法人 山梨県緑化推進機構 甲府市丸の内 1-5-4（恩賜林記念館内）  
TEL 055-226-6279

### ⑧ ホームページ（緑の募金事業交付金交付要綱等）

<http://www.y-ryokka.or.jp/jigyounaiyou.html>

QRコード



### (3) ニッセイ財団 児童・少年の健全育成助成事業

#### ① 趣旨

未来を担う子どもたちが、逞しく心豊かに成長することを目指し、地域活動の一環として定期的・継続的に実施する子どもたちが行う自然体験等に対し、助成金を交付する

#### ② 実施主体

- 定期的(月1回以上)に自然体験活動等を実施し、設立後1年以上、活動実績のある団体
- ・実施主体の法人格の有無は問わない
  - ・保育所や幼稚園など、運営費に対する公的助成を受けている団体は、本助成の対象外

#### ③ 補助率及び補助上限額

- ・補助率 10/10以内
- ・1団体あたり、30万円～60万円の範囲内で助成

#### ④ 補助対象事業

- 次代を担う児童・少年の健やかな育成のため、定期的・継続的に行う次の活動に助成
- ・自然と親しむ活動(野外活動、自然体験活動、自然観察、天体観測、自然保護活動 等)
  - ・子育て支援活動(子育てサークル活動、子育て支援ネットワーク活動 等)
  - ・異年齢・異世代交流活動(異年齢集団の交流活動 等)

#### ⑤ 補助対象経費

##### 物品購入費

- ・④の活動を継続的に実施するにあたり、その活動になくてはならない直接活用物品で、子どもたち自らが主体的・継続的に活用する物品 例)キャンプ用テント、屋外遊具等
- ・消耗品は、本助成の対象外

#### ⑥ 交付までの流れ



#### ⑦ 申請・相談先

山梨県福祉保健部子育て支援課子育て支援担当 甲府市丸の内1-6-1  
TEL 055-223-1456

#### ⑧ ホームページ (ニッセイ財団助成制度等)

<http://www.nihonseimei-zaidan.or.jp/jidou/index.html>

QRコード

